

(別紙1)

日本メダカ協会 改良メダカ新品種認定制度規程

(目的)

第1条 日本メダカ協会改良メダカ新品種認定制度(以下、「本制度」という。)は、新たに作出された改良メダカ品種を認定し、改良メダカの名称を整理するとともに改良メダカの飼育交配技術を向上させることにより、品種の保護及び発展並びにより質の高い改良メダカの普及を図り、もってわが国の観賞魚文化の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、日本メダカ協会新品種認定制度の申請手順(以下、「申請手順」という。)及び日本メダカ協会新品種認定制度 書類審査申請書(以下、「申請書」という。)、日本メダカ協会新品種認定制度 書類審査申請書記入要項、(以下、「記入要項」という。)及び日本メダカ協会新品種認定制度 提出写真要項(以下、「写真要項」という。)等を定める。

(新品種の定義)

第2条 新品種とは、従来にはない形質もしくは形質の組み合わせを持ち、その特性が次世代に遺伝することが確認できた改良メダカのこととする。なお、当協会では外来種との交配や遺伝子操作による新品種の作出は認めないこととする。

(新品種の名称)

第3条 新品種の名称は、品種名とニックネームに分類される。品種名は、日本メダカ協会(以下、「当協会」という。)の定めた日本メダカ協会公式ガイドライン 改良メダカ品種分類マニュアル(以下、「品種分類マニュアル」という。)に従って、自動的に付与される。ニックネームは、既存品種のニックネームに使用されていないもので、改良メダカの品種名として適正であることと条件に、申請できることとする。

(委員会の設置)

第3条 理事長は、認定の審査等を行うため、日本メダカ協会審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の設置に関する事項は、別に定める。

(申請方法)

第5条 認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める申請書類を記入要項及び写真要項に従って準備の上、当協会事務局に提出するものとする。

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 認定を受けようとする改良メダカの写真もしくは写真データ

2 申請書及び写真もしくは写真データの提出に際しては、記入要項及び写真要項に定める事項を遵守することとする。

3 申請は郵送もしくは電子申請にて提出することができる。

4 申請は通年受け付けるものとする。

(生体審査出品料の納付)

第6条 申請手順に定めた書類審査に合格した申請者は、申請手順に定めた生体審査に出品する前に下記に定める生体審査出品料を事前に納入しなければならない。

生体審査出品料(1申請につき) 当協会会員 0円 非協会会員 3,000円

(新品種の審査と認定)

第7条 新品種の認定は当協会の定めた品種分類マニュアルに準拠した改良メダカの特徴(形質、形質補足及び共通補足)に基づいて特性を調査する。特性の調査結果をもとに当協会の審査委員会において品種認定の可否を決定する。

(認定品種の公表)

第8条 認定品種は一連の認定番号を付与の上、当会の会報誌、写真集およびホームページ等において公表する。

(認定品種の取消)

第9条 認定後、品種の新規性などに疑義が生じた場合は審査委員会において再審査の上、品種認定を取り消すことができる。

(規則の改定、廃止)

第10条 本規則の改定または廃止は、当協会理事会にて協議の上決定することができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、当協会理事会が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は令和4年3月1日から施行する。